

2023春季生活闘争 構成組織取り組み方針(案)の概要

構 成 組 織 名	労済労連
方 針 決 定 日	2023年1月24日
要 求 提 出 日	3月1日(水)～9日(木)予定
回 答 指 定 日	3月27日(月)～31(金)予定

要求項目	要求内容
I. 基本的な考え方	
II. 基盤整備	
・サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配/取引の適正化	
・賃金水準闘争を強化していくための取り組み	
・雇用の維持・創出、社会的セーフティネットの維持・強化	
・集団的労使関係の輪を広げる取り組み	春季生活闘争期間における処遇改善などの多くの取り組みとともに、その両輪の取り組みとして嘱託・パート等職員・社員の仲間づくりをすすめる
III-1. 賃金要求	
■月例賃金	
○個別銘柄(年齢ポイント)ごとの「最低到達水準」「到達目標水準」	30歳勤続8年・配偶者+子・借家:329,737円 35歳勤続13年・配偶者+子・持家:374,664円
○「賃金カープ維持相当分(構成組織が設定する場合)」「賃上げ分」	要求を行う際は、連合方針における3%程度という水準の設定趣旨なども意識したうえで、具体的な水準・手法は各単組で判断する
○規模間格差の是正(中小賃上げ要求)	
○雇用形態間格差の是正 ・企業内最低賃金協定の締結 ・昇給ルールの導入	各単組が締結する企業内最低賃金協定の水準が時給1,150円以上となるよう、全単組が必ず取り組む。具体的な要求水準は、各単組が現行協定等の水準をふまえて検討する
■男女間賃金格差の是正 ・「見える化」と問題点の改善 ・生活関連手当	男女の賃金の差異に関して労使間で必要なやり取りを行う
■初任給等の取り組み ・社会水準の確保 ・年齢別最低到達水準の協定締結	
■一時金 ・一時金の要求基準等 ・有期・短時間・契約等で働く労働者への対応	

III-2. 「すべての労働者の立場にたった働き方」の改善	
■長時間労働の是正	「労済労連『豊かな生活時間とあるべき労働時間の実現に向けた方針』や、単組が策定した方針から、春季生活闘争ゾーンにおける重点的な取り組み内容を実施する
■すべての労働者の雇用安定に向けた取り組み	
■職場における均等・均衡待遇実現に向けた取り組み	
■人材育成と教育訓練の充実	
■60歳以降の高齢期における雇用と待遇に関する取り組み	
■テレワーク導入にあたっての労働組合の取り組み	
■障がい者雇用に関する取り組み	
■中小企業、有期・短時間・派遣等で働く労働者の退職給付制度の整備	
■短時間労働者に対する社会保険の適用拡大に関する取り組み	
■治療と仕事の両立の推進に関する取り組み	
III-3. ジェンダー平等・多様性の推進	
・改正女性活躍推進法および男女雇用機会均等法の周知徹底と点検活動 ・あらゆるハラスメント対策と差別禁止の取り組み ・育児や介護と仕事の両立に向けた環境整備 ・次世代育成支援対策推進法にもとづく取り組みの推進	育児・介護休業法の改正をふまえて、既に施行された内容に対する運用状況も含め各単組の労使間でやり取りする
その他 ●上記に分類されない重要な取り組みがあれば記入	